

第 85 号議案

加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する等の条例制定の件

加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する等の条例

(加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第 1 条 加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 6 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

加東市下水道事業受益者負担金条例

第 1 条中「都市計画事業として施行する公共下水道に係る」を「公共」に、「(以下「負担金」という。)の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法」を「及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条の規定に基づき徴収する分担金（以下これらを「負担金」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この条例において「受益者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 4 条第 1 項の規定により定めた事業計画の区域（以下「負担区域」という。）内に存する、土地の所有者（地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は貸借人をいう。以下同じ。）
- (2) 前号に規定する負担区域の外（以下「負担区域外」という。）から負担区域内の下水道施設に接続し、当該施設を利用して下水を排除するもの

第 3 条中「この条例の施行後、遅滞なく負担区域を定め、」を「負担区域を定め、これを遅滞なく」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、既に負担金を賦課した区域は、負担区域として公告するこ

とを要しない。

第4条第1項中「当初に、」の右に「負担区域内で」を加える。

第5条の見出しを「(負担区域内の受益者に対する負担金の額)」に改め、同条第1項中「受益者が負担する」を「第2条第1号に規定する受益者が負担する」に、「で、別表のとおりとする。なお、単位数の算定については、規則で定める」を「のものの地積に1平方メートル当たり550円を乗じて得た額とする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により負担金の額を定める場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

第6条第4項本文中「負担金」を「第1項の規定により定めた負担金」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条中「第6条第3項」の右に「又は第7条第2項」を加え、同条を第13条とする。

第11条第1項中「第6条第3項」の右に「又は第7条第2項」を加え、同条を第12条とする。

第10条を第11条とする。

第9条中「第4条第1項の公告の日後、」を「第6条第1項又は第7条第1項の規定により負担金の額を定めた後、」に改め、同条ただし書中「第6条第1項」の右に「又は第7条第1項」を加え、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(負担区域外の受益者に対する負担金の賦課及び徴収)

第7条 市長は、第2条第2号に規定する受益者に対し、負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額、納付期日等を受益者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により定める負担金の額は、当該受益者が所有し、又は地上権等を有する負担区域外の土地で、負担区域内の下水道施設に接続しようとするものの地積に1平方メートル当たり550円を乗じて得た額とする。

4 前項の規定により負担金の額を定める場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

5 第1項の規定により定めた負担金は、一括して徴収するものとする。

別表を削る。

(加東市生活排水処理事業分担金徴収条例の廃止)

第2条 加東市生活排水処理事業分担金徴収条例(平成18年加東市条例第165号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに第2条の規定による廃止前の加東市生活排水処理事業分担金徴収条例（以下「廃止条例」という。）の規定によってした分担金の徴収に関する処分、手続その他の行為であつて、この条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

3 第1条の規定による改正後の加東市下水道事業受益者負担金条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、施行日以後に賦課する負担金の算定（第1条の規定による改正前の加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例（以下これらを「旧条例」という。）第7条の規定により徴収猶予された者（以下「徴収猶予者」という。）の徴収猶予を施行日以後に取り消し、賦課する場合を含む。）について適用し、同日前までに賦課した負担金の算定については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に負担区域内において負担金の賦課を行う場合（徴収猶予者の徴収猶予を取り消し、賦課する場合を含む。）の負担金の額は、旧条例第5条別表の規定により算出した負担金の額又は廃止条例第4条別表の規定により算出した分担金の額（以下これらを「旧条例等により算出した負担金の額」という。）とする。ただし、旧条例等により算出した負担金の額が、新条例第5条の規定により算出した負担金の額（以下「新条例により算出した負担金の額」という。）を上回る場合は、新条例により算出した負担金の額を適用する。

(加東市水道事業及び下水道事業運営審議会条例の一部改正)

5 加東市水道事業及び下水道事業運営審議会条例（平成29年度加東市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「生活排水処理事業分担金及び都市計画下水道事業受益者負担金」を「下水道事業受益者負担金」に改める。

第85号議案 要旨

加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する等の条例(要旨)

1 改正理由

将来に向けて効果的かつ効率的な下水道事業の運営を図ることを目的として、農業集落排水事業等で整備した下水道を公共下水道に接続し、統合することにより、下水道事業の再編を進めており、新たに下水道に下水を流入させようとする受益者が負担することとなる受益者負担金と分担金を統一するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正（第1条関係）

ア 題名を改めること。(題名)

イ 下水道事業について整理を行い、負担金について定めること。(第1条)

ウ 受益者の定義を加えること。(第2条)

エ 負担区域内の受益者に対する負担金の額を改めること。(第5条及び別表)

オ 負担区域外の受益者に対する負担金について定めること。(改正後の第7条)

カ 条ずれを改めること。(改正後の第8条～第15条)

キ 所要の文言整理を行うこと。(第3条、第4条及び第6条並びに改正後の第10条、第12条及び第13条)

(2) 加東市生活排水処理事業分担金徴収条例の廃止（第2条関係）

条例を廃止すること。

(3) 加東市水道事業及び下水道事業運営審議会条例の一部改正（附則第5項関係）

所掌事務について、所要の文言整理を行うこと。(第2条)

3 施行期日 令和3年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正（第 1 条 関係）</p> <p><u>加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例</u> （趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>都市計画事業として施行する公共下水道に係る下水道事業（以下「事業」という。）</u>に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 7 5 条の規定に基づき市が徴収する受益者負担金<u>（以下「負担金」という。）</u>の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法<u>_____</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（受益者）</p> <p>第 2 条 この条例において「受益者」とは、次条の規定により公告される<u>区域（以下「負担区域」という。）</u>内に存する土地の所有者をいう。ただし、<u>地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）</u>の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は貸借人をいう。</p>	<p><u>加東市下水道事業受益者負担金条例</u> （趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>公共_____</u> <u>下水道事業（以下「事業」という。）</u>に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 7 5 条の規定に基づき市が徴収する受益者負担金及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条の規定に基づき徴収する分担金（以下これらを「負担金」という。）<u>_____</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（受益者）</p> <p>第 2 条 この条例において「受益者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) <u>下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 4 条第 1 項の規定により定めた事業計画の区域（以下「負担区域」という。）</u>内に存する、<u>土地の所有者（地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）</u>の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は貸借人をいう。以下同じ。）</p>

2 (略)

(負担区域の公告)

第3条 市長は、この条例の施行後、遅滞なく負担区域を定め、公告しなければならない。負担区域を変更しようとするときも、同様とする。

(賦課対象区域の決定等)

第4条 市長は、毎年度の当初に、 負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。ただし、賦課対象区域公告日以降に負担金を賦課しようとする区域は、その都度公告するものとする。

2・3 (略)

(受益者の負担金の額)

第5条 受益者が負担する 負担金の額は、当該受益者が前条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、前条第1項の規定により公告された区域内で、別表のとおりとする。なお、単位数の算定については、規則で定める。

2 前条のうち、別表第3項の地区については、事業費の額を基礎

(2) 前号に規定する負担区域の外(以下「負担区域外」という。)から負担区域内の下水道施設に接続し、当該施設を利用して下水を排除するもの

2 (略)

(負担区域の公告)

第3条 市長は、負担区域を定め、これを遅滞なく 公告しなければならない。負担区域を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、既に負担金を賦課した区域は、負担区域として公告することを要しない。

(賦課対象区域の決定等)

第4条 市長は、毎年度の当初に、負担区域内で負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。ただし、賦課対象区域公告日以降に負担金を賦課しようとする区域は、その都度公告するものとする。

2・3 (略)

(負担区域内の受益者に対する負担金の額)

第5条 第2条第1号に規定する受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が前条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、前条第1項の規定により公告された区域内のものの地積に1平方メートル当たり550円を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により負担金の額を定める場合において、その額に

として、市長が定める額とし、受益者が負担する負担金の基礎は、規則に定めるところにより算出した単位数によるものとする。

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 市長は、第4条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに前条の規定により負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2・3 (略)

4 負担金 は、3箇年の間に別に市長が定める各年度の納付に分割して徴収するものとする。ただし、負担金の額が規則で定める金額以下であるものについては、この限りでない。

5 (略)

10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 市長は、第4条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに前条の規定により負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2・3 (略)

4 第1項の規定により定めた負担金は、3箇年の間に別に市長が定める各年度の納付に分割して徴収するものとする。ただし、負担金の額が規則で定める金額以下であるものについては、この限りでない。

5 (略)

(負担区域外の受益者に対する負担金の賦課及び徴収)

第7条 市長は、第2条第2号に規定する受益者に対し、負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額、納付期日等を受益者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により定める負担金の額は、当該受益者が所有し、又は地上権等を有する負担区域外の土地で、負担区域内の下水道施設に接続しようとするものの地積に1平方メートル当たり550円を乗じて得た額とする。

4 前項の規定により負担金の額を定める場合において、その額に

(負担金の徴収猶予)

第7条 (略)

(負担金の減免)

第8条 (略)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第4条第1項の公告の日後、

_____受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項_____の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(負担金の督促手数料)

第10条 (略)

(延滞金)

第11条 受益者は、第6条第3項_____の納付期日後にその負担金を納付する場合においては、当該負担金の額に、当該納付期日の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該負担金の額につき年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割

10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

5 第1項の規定により定めた負担金は、一括して徴収するものとする。

(負担金の徴収猶予)

第8条 (略)

(負担金の減免)

第9条 (略)

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第10条 第6条第1項又は第7条第1項の規定により負担金の額

を定めた後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項又は第7条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(負担金の督促手数料)

第11条 (略)

(延滞金)

第12条 受益者は、第6条第3項又は第7条第2項の納付期日後にその負担金を納付する場合においては、当該負担金の額に、当該納付期日の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該負担金の額につき年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割

合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2～4 (略)

(延滞金の減免)

第12条 市長は、負担金を第6条第3項_____の納付期日までに納付しなかったことについて災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、前条第1項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(公示送達)

第13条 (略)

(委任)

第14条 (略)

別表 (第5条関係)

受益者の負担金の額

	地区名	単位	単位当たりの金額	備考
1	旧社町	1平方メートル	580円	
2	旧滝野町	1平方メートル	550円	
3	旧東条町	1単位	300,000円	

○加東市水道事業及び下水道事業運営審議会条例の一部改正 (附則第5項関係)
(所掌事務)

合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2～4 (略)

(延滞金の減免)

第13条 市長は、負担金を第6条第3項又は第7条第2項の納付期日までに納付しなかったことについて災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、前条第1項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(公示送達)

第14条 (略)

(委任)

第15条 (略)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1)～(3) (略)

(4) 生活排水処理事業分担金及び都市計画下水道事業受益者負担金に関すること。

2 (略)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1)～(3) (略)

(4) 下水道事業受益者負担金
_____に関すること。

2 (略)